

国立国語研究所学術情報リポジトリ

On the hierarchy of syntactic operations applicable to verb idioms

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-03-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石田, プリシラ, ISHIDA, Priscilla メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/00002028

動詞慣用句に対する統語的操作の階層関係

石田 プリシラ
(筑波大学大学院)

キーワード

動詞慣用句, 統語的固定性, 統語的制約, 統語的操作, 階層関係

要 旨

慣用句の特徴として統語的な操作が受けにくい, つまり統語的な制約が強いということが指摘されている。ところが実際には, 慣用句の中には統語的な制約が比較的強いものから比較的弱いものまで様々なものがある。本論では, 慣用句に加えられる様々な統語的な操作(例えば, 「名詞句へ転換する」, 「受身表現にする」, 「連体修飾語を付加する」などの操作)は, 統語的制約の強さという度合によって六つのレベルに分けられ, 「階層関係」(hierarchy)をなすことを示す。この階層を用いれば, 多くの慣用句に関してある階層までの操作は受けられるがそれより上の階層の操作は受けられないといったことを述べることができる。このように, 本論で提唱する階層関係は個々の慣用句の「慣用句として」の度合を計るのに役立ち, 慣用句を分類する有効な手段となることを主張する。

0. はじめに

慣用句¹は, その形式が固定しており, 文レベルで様々な用法・統語上の制約を受けるとされている(宮地1982b, 1985, 村木1985, Fraser 1970など)。制約とは, 例えば日本語の慣用句で言えば, 名詞句に転換されたり, 受身表現になったり, 連用修飾語が挿入されたりすることがないということである。次の一般連語句²(1a, 2a)と慣用句(1b, 2b)を比較されたい。

- (1) 名詞句への転換 (a)本を読む → 読む本(をさがしている)
(b)目を掛ける → *掛ける目/*掛けた目/*掛けている目
- (2) 連用修飾語の挿入 (a)部屋に入る → 部屋にそと入る
(b)手に入る → *手に安く入る

ところが, 慣用句には, 統語的制約が強いものもあれば逆に統語的制約の弱いもの, つまり様々な統語的な操作を許すものもある(森田1985, 宮地1986, Fraser 1970)。

- (3) 名詞句への転換 (a)目を掛ける → *掛ける目/*掛けた目/*掛けている目
(b)腕をみがく → みがいた腕(の使いみちがない)(宮地1985)
- (4) 連用修飾語の挿入 (a)手に入る → *手に安く入る
(b)相手の口車に乗る → 相手の口車にうまうまと乗る(森田1985)

本論では, 慣用句が文レベルで統語的な制約を受けるという特性を慣用句の「統語的固定性」³と呼ぶことにする。本論の目的は, 慣用句の統語的な操作に「階層関係」が見出されるかどうか

を検討することである。まず、慣用句に加えられる統語的な操作を、慣用句に対して加えにくいもの（レベル①）から加えやすいもの（レベル⑥）へと六階層に分ける。それから慣用句がある階層の操作を許したとき、それより下の階層の操作も許すと言えるかどうかを確かめるのである。

本論では、「目」、「耳」、「鼻」、「口」、「顔」、「足」、「手」などの身体語彙を含む動詞慣用句⁴を対象とする。まず以下の慣用句の用例を考察・分析し、慣用句に加えられる統語的操作にどのようなものがあるかを調べる。

揚げ足を取る、足がすくむ、足が付く、足が出る、足が棒になる、足並みを揃える、足もとを見る、足を洗う、足を延ばす、足を運ぶ、足を引っ張る、足を向ける、頭に来る、顔が利く、顔を合わせる、～顔をする、顔を出す、顔を立てる、口に合う、口にする、口に出す、口を利く、口を切る、口を揃える、口を出す、口を叩く、口を嚙む、口を挟む、口を開く、口を割る、手が空く、手が掛かる、手が付けられない、手が届く、手が回る、手塩に掛ける、手に入れる、手に負えない、手にする、手に付かない、手に取るよう、手に入る、手も足も出ない、手を打つ、手を掛ける、手を貸す、手を切る、手を出す、手を着ける、手を抜く、手を回す、手を焼く、歯が立たない、鼻に掛ける、鼻を明かす、耳に入れる、耳にする、耳に付く、耳に入る、耳を貸す、耳を傾ける、耳を澄ます、目が合う、目が覚める、目くじらを立てる、目に浮かぶ、目に映る、お目に掛かる、目にする、目に付く、目に留まる、目に入る、目に見える、目の色を変える、目の敵にする、目を上げる、目を奪う、目を落とす、目を掛ける、目を凝らす、目を覚ます、目を据える、目を注ぐ、目を背ける、目を逸らす、目を付ける、目をつぶる、目を通す、目を止める、目を離す、目を光らせる、目を伏せる、目を丸くする、目を見張る、目を剥く、目を向ける、目をやる

そして、その分析結果をもとに統語的操作を数タイプに分け、それらの階層関係を仮定する（3.0を参照）。それから、上の慣用句の中から用例が多かったものや、先行研究でもよく扱われているものを36個（上に太字で示したもの）選択し、これらについては、母語話者にその様々な統語的制約を調査してさらに詳しい分析を行なう。以下、この36の慣用句の調査結果の分析を中心に、統語的操作間の階層関係を考察していく。なお、上に述べたように、本論の目的は慣用句の統語的操作間の階層関係を見出すことであり、動詞慣用句の完全な分類を行なうことではない。ここで提唱する階層関係を用いて、身体語彙を含むものに限らず、他の様々な動詞慣用句を分類することが望ましいが、その作業は今後の課題とする。

1. 先行研究とその問題点

慣用句は、その統語的制約が強いということがよく指摘される。例えば、宮地(1982b)は慣用句の「形式上の制約」として、慣用句を用いて命令表現、意志表現、受身表現、否定表現、敬語表現が作れないことや、慣用句に対して連体修飾語や副詞を付加・挿入できないことを挙げている⁵。

ところが、統語的制約が比較的強い慣用句もあれば比較的弱いものも認められるので、慣用句の統語的固定性は非常に幅のある特徴であると言える。森田(1985)は、慣用句の形態を変えることが困難であればあるほど、その句の結合度が高いと述べている。また、慣用句の結合度を計るた

めに、「修飾語付加」、「敬語表現」、「受身や使役表現」、「肯定・否定の言い換え」などの操作が許されるかといったいくつかのテストを提唱し、これらのテストを利用して動詞慣用句を複数のタイプに分けることが可能であると言う。

また、宮地(1986)は慣用句の固定性の度合を計るために、10個の統語的操作を取り上げ、それらを制約として以下の三つのタイプに分けている。

- ①連結・共起の制約：連体修飾を受けられない，連用修飾を受けられない…
- ②置き換えの制約： 肯定・否定化できない，命令表現になれない…
- ③語順転換の制約： 名詞句に転換できない…

そして、10個の慣用句についてどんな統語的制約があるかを調べ、慣用句には自由度の高いもの（例えば「汗をかく」、「役に立つ」）から、自由度の低いもの（「頭に来る」や「思いもかけない」）まであるとしている。また、10個の制約のうち多くの慣用句に認められる制約は（多い順に）1)「名詞句に転換できない」、2)「受身表現になれない，命令表現になれない」、3)「句中に連用修飾語を挿入できない，連体修飾を受けられない」であると述べている。本論の観点から見れば、この指摘は特に興味深い。

Fraser(1970)は英語の慣用句を対象としているが、その見解は宮地(1982b, 1986)や森田(1985)のものと同部分的に一致している。即ち、すべての慣用句に何らかの変形上の欠陥 (transformational defect) があるが、その欠陥の程度、つまり変形が制約される度合は、個々の慣用句で大いに異なっている。ほとんど完全に固定した慣用句 (beat around the bush, kick the bucketなど) が存在する一方、様々な変形を受け得る慣用句 (read the riot act to, pass the buckなど) も存在することを明らかにしている。

また、Fraser(1970)は慣用句の固定性を計るために、五つの統語的な操作（以下のL1-L5）を提唱しており、これらの中に以下のような階層関係 (hierarchy) が成立していると言う。

- L5 - Reconstitution：慣用句が再構成され、その統語的な機能が変化する現象。
- L4 - Extraction：慣用句の構成要素を抜き取り、文内で慣用句から離れた位置につける操作。
- L3 - Permutation：慣用句の構成要素を並べ換える操作。
- L2 - Insertion：慣用句の構成要素の間に他の要素を挿入する操作。
- L1 - Adjunction：慣用句に新しい要素が付加される現象。

Fraserは、個々の慣用句がどんな操作を受けられるかによって、慣用句を五つのレベルのうちいずれかのレベルに分類している。そして、一旦あるレベルに属するとわかれば、自動的にそれ以下のレベルにも属すると述べている。なお、この階層の中でより高いレベルに属するものが、統語的な固定性の度合が低いとも述べている。例えば、lay down the law（「しかりつける，命令的に言う」）はL5の慣用句として分析され、L1-L5のすべての操作を受けられると言う。L3-L5の操作としては次のようなものを挙げている。

L5 - Reconstitution (例：action nominalization) “His laying down of the law to his daughter”

L4 - Extraction (例：passivization) “The law was laid down by her father”

L3 - Permutation (例: particle movement) “lay the law down”

これまで紹介した先行研究には、いくつかの評価できる見解があるものの、いくつかの問題点が残されている。例えば、宮地(1982b, 1986)や森田(1985)は日本語慣用句の統語的操作を個別に指摘しているが、これらの操作間にどのような関係があるのかということは明らかにしていない。また、Fraser(1970)は英語慣用句の統語的操作間に階層関係があることを指摘し、さらにこの階層にもとづいて約130の慣用句を分類しているが、ある一つのレベルに属する慣用句が実際にそれ以下のすべてのレベルにも属するの点について疑問が残る。例えば、上に見た lay down the law は L5 の慣用句として分析されているが、この慣用句が L3 と L4 の操作を許すという事例は挙げられているものの、L1 と L2 の操作に関する事例は挙げられていない。なお、この慣用句は筆者が調べたところ実際には次のように L2 の操作 (Insertion) を許さない。

- (5) (indirect object movement transformation) He laid down the law to his daughter
→ *He laid down his daughter the law

従ってFraserの「あるレベルに属する慣用句は自動的にそれ以下のレベルにも属する」といった主張には多少問題があると思われる。この主張に修正を加え、(5) のような例外をどう扱うかを示すことが必要であると思われる。

そこで本論では、宮地(1986)やFraser(1970)などの分析を踏まえつつ、日本語慣用句の統語的操作に階層関係が認められるかどうかを検討する。ただし、以下の3.0で述べるように、慣用句の操作間の階層関係は絶対的なものではなく、むしろ傾向的なものであると仮定する。

2. 動詞慣用句の統語的操作——本論の検証項目の設定について——

本論では、慣用句の統語的制約の度合を計る検証項目を次のように設定する。まず様々な慣用句の用例を観察し、それぞれがどのような統語的操作を受けているのかを分析する。そして比較的高い頻度で慣用句に見られる操作(以下の10項目⁶⁾)を選択する。次に、これらの操作をその性質の共通点・相違点に基づいて6タイプに分ける。

(統語的操作のタイプ)

- ①句の再構成を行なう操作
- ②文の再構成を行なう操作
- ③構成要素を他の要素と置き換える操作(1)
- ④構成要素に他の要素を付加する操作
- ⑤構成要素を他の要素と置き換える操作(2)
- ⑥慣用句全体が関わる付加

(統語的操作)

- 名詞句へ転換する
- 受身表現にする
- 命令表現にする、意志表現にする
- 連体修飾語を付加する、敬語表現にする、
連用修飾語を挿入する
- 肯定・否定表現にする
- 連用修飾語を付加する、慣用句を
修飾成分にする

ところで、上で選択したもの以外にも、様々な統語的操作があることは言うまでもない。例えば、取り立て詞を挿入できたり、格助詞が取り立て詞に置き換えられたりする用例も数多く見られる(「口には出さない」、「目にこそ映りはしない」、「手もつけず」など)。ところが、これらの操作は

あまりにも自由に行なうことができるので、統語的固定性の指標としては役に立たないと思われる。また、慣用句を使役表現にするという操作（「手を切る → 手を切らせる」、「目を見張る → 目を見張らせる」など）を検証項目にとり入れることも可能ではあるが、慣用句の使役表現は実際にはあまり一般的でないので、この操作も有力な指標にならないとみなす⁷。なお、慣用句がどのようなアスペクト表現を取りうるかを検討することも可能ではあるが、個々のアスペクト表現を検証項目として設定すると、項目の数が非常に多くなり、分析の結果に意義のある傾向が見出しにくくなると予測されるので、ここではアスペクト表現に関する検討は割愛する。

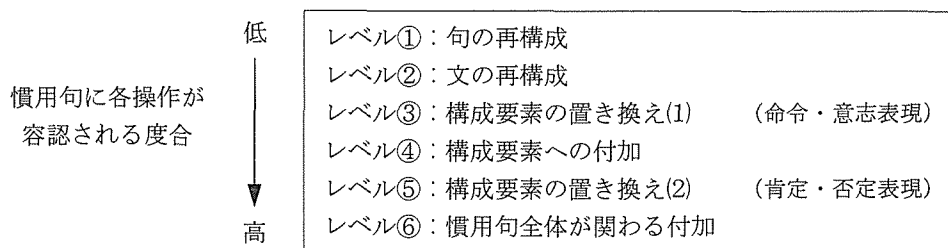
これらのほかにも、依頼・勧誘・願望などのモダリティ表現との置き換えや補語の挿入など、検証項目として設定できる操作が数多くある。本論で取り上げるもの以外に有効なものがないとは断言できないが、以下の考察からも窺えるように、タイプ①—⑥に含まれる操作は慣用句の統語的固定性を検討するための有力な指標であると言える。

3. 統語的操作の階層関係

3.0. 本論の仮説

本論の仮説は以下の通りである。実は、2に設定した統語的操作のタイプは、①から⑥にいくにしたがって、次第に慣用句が受けやすい操作となっている。個々の慣用句についてどのような操作を許すのかを調べていけば、「このレベルまでの操作は受けられるが、それより上のは受けられない」といった傾向がわかり、受けられる統語的操作の上限を見出すことが可能である。ある慣用句があるレベルの操作までを許す場合、その慣用句はその「レベルに属する」という言い方をすると、あるレベルに属する慣用句は原則としてそれより下のレベルに含まれる操作も受けられると言える。

図1 動詞慣用句に対する統語的操作の階層関係



なお、レベル①に属する慣用句はかなり自由な振る舞いをするので、「一般連語句」に性質が似ていると言える。このように慣用句と一般連語句の間に境界線を引くのが困難である場合があるが、慣用句は一般連語句とは異なり必ず何らかの統語的な制約があるという点で、この二つは区別できると思われる⁸。また、レベル⑥に属する慣用句よりも統語的な制約が一層強いもの、つまり「①から⑥のすべての操作を受けられない」慣用句が存在するとも考えられるが、本論ではこの六つのレベルの操作に考察を限定する。

以下、①から⑥までのそれぞれのレベルを考察しながら、上で仮定した階層関係を検証してい

く。なお、個々の慣用句の統語的な振る舞いを検討するに当たって用例・作例を挙げるが、これらに記されている容認性の判定は、著者が複数の母語話者に対して行なった調査の結果に基づいたものである。調査の際には、次の尺度を利用した。

- ……問題なく言える。普通に言える。
- △……可能かもしれないが、普通は言わない。
- *……言わない。言えない。

ここでは、用例の前に「△」・「*」の判定は表示するが、「○」は省略する。また、判定にゆれがあった場合（例えば、ある一つの用例に異なる判定がなされた場合）は「△」で表わすことにする。なお、本論で取り上げる36の慣用句の調査結果を表にまとめたが、ここでは紙幅の制約のために表の提示を省略する。

3.1. レベル① 句の再構成

レベル①の操作は、慣用句の構成要素である名詞と動詞が並べ換えられ、その結果、慣用句の統語的な機能が変化するという操作である。これを「句の再構成」と呼ぶことにする。具体的に言えば、慣用句としての動詞句を名詞句に転換する操作である。

名詞句への転換を許す慣用句は決して多くはないが、例えば次のものが見られる。

(6) …木岡へ向けた眼には、探るような怯えたような色が浮かぶ。(『技巧』39)

(7) いま終局的に、かれらの党派へ向けて打つ手として、これがある！(『ピンチ』402)

また、「目を向ける」と「手を打つ」と同様に、「目を注ぐ」、「顔を合わせる」、「目を伏せる」、「手を回す」なども名詞句に転換することができる（「注いでいる目」、「合わせる顔」、「伏せた目」、「回した手」）。以下に見ていくように、これらの慣用句はレベル②—⑥に含まれているほとんどの操作を受けられるので、レベル①に属するとみなす。

ところで、慣用句の中には、名詞句への転換が完全に可能ではなくても全く不可能というわけでもないと思われるものがある。「耳を傾ける」、「足を洗う」を見てみよう。

(8) (太郎が耳を傾けた。) △傾けた耳がぴくりと動いた。

(9) △その洗った足で早くもまた同じ道を踏み出した。

しかし、(8)、(9)のような用法はあまり一般的でないことから、やはりこれらの慣用句は「目を向ける」や「手を打つ」と違ってレベル①の操作を許すものだとは言いがたい。

3.2. レベル② 文の再構成

レベル②には、慣用句を受身表現にする操作がある。動詞慣用句が受動化する場合、通常の動詞が受動化する場合と同じように文全体の構造に変化が生じる。例えば、「目を掛ける」について言えば、それを含む能動文ではそのガ格が動作主であり、ニ格が動作の受け手である。

(10) 田中先生はあの学生に特に目を掛けている。

一方、(10)に対応する受動文では逆に、ガ格が動作の受け手であり、ニ格が動作主である。

(10') あの学生は田中先生に特に目を掛けられている。

以上のことから、本論では慣用句を受身表現にする操作を「文の再構成を行なう操作」とみなすことにする。

上に見たレベル①の慣用句は受身表現になることができる。例えば、

(11) 若い衆たちに幾分、尊敬の眼をむけられ、彼はますます上機嫌で唄を歌いはじめました。(『沈黙』124)

(12) どんな手を打たれても屈服しないよ⁹。

これらの慣用句に対して、「手を着ける」、「目を付ける」、「口を利く」などは(13—15)のように受身表現にすることはできるが、(16)のように名詞句へ転換することはできない。

(13) 山路は、復興の手もつけられていない街を見た驚きを、何度も繰り返した。(『空白』219)

(14) 「ほう、さすがは君だね。もうだれかに目をつけられたのか」(『塩狩』441)

(15) まだ、はっきりと婚約したわけではない。それなのに、こういう偉そうな口を利かれることはないのだ。(『男と女』265)

(16) 手を着ける → *着ける手 / *着けた手 / *着けている手

目を付ける → *付ける目 / *付けた目 / *付けている目

口を利く → *利く口 / *利いた口 / *利いている口

上のことから、3.1で述べた「名詞句への転換」の操作は、この節で述べた「受身表現」の操作よりも慣用句に対して制約が強いと言える。従って、「句の再構成」を許す慣用句(レベル①)は、その操作を許さずに「文の再構成」を許すもの(レベル②)に比べ、その統語的固定性の度合いが低いということになる。なお、受身表現は許しても名詞句への転換は許さないものとしては、先程の三つの他に「手を出す」、「足を引っ張る」、「目を掛ける」、「口を挟む」がある¹⁰。

なお、(8)と(9)に挙げたような分類しにくい用例がここでも認められる。例えば、「耳を傾ける」や「目を離す」は受身表現を全く受けられないとは言えない。

(17) △やつらに耳を傾けられても仕方がないよ。

(18) △男の子は保育先生にちょっと目を離されたすきにジャングルジムから転げ落ちてしまった。

上の用法を認める話者から見れば、「耳を傾ける」や「目を離す」はレベル②の慣用句だと言える。しかし、判定にゆれがあることや、「目を付けられる」や「目を掛けられる」などと比べてその容認性が下がることから、これらはやはりレベル②の慣用句として分類しにくいと思われる(3.3を参照)。

3.3. レベル③ 構成要素の置き換え(1): 命令・意志表現

レベル③の操作は、慣用句の構成要素である動詞がモダリティ表現によって置き換えられる操作である¹¹。ここでいうモダリティ表現とは「命令表現」と「意志表現」のことである。(他のモダリティ表現に関しては、2及び3.5を参照のこと。)なお、本論では肯定の命令表現だけでなく否定の命令表現(=禁止表現)も「命令表現」とまとめて呼ぶことにする¹²。

上に見てきたレベル①とレベル②の慣用句は命令表現と意志表現が許される。例えば、

・レベル①

(19 a) 「なんとか、このへんで手をうちなさいよ」(『結婚』361)

(19 b) このへんで手をうとうと思ったとは言わない。(『結婚』314)

・レベル②

(20 a) 「まず爆心の計測から手をつけなさい。」(『空白』283, 一部加筆)

(20 b) 「まず爆心の計測から手をつけよう。」(『空白』283, 一部加筆)

(21 a) 「少尉ぐらいで大きな口を利くな」(『俘虜』334)

(21 b) 口を利こうとしたが、言葉が出なかった。

レベル①やレベル②に属するその他の慣用句(「目を向ける」、「目を付ける」、「手を出す」など)も命令・意志表現が許される¹³。

ところで、命令・意志表現を許す慣用句で、受身表現及び名詞句への転換が難しい、あるいは不可能であるものが多く見られる。例えば、「足を洗う」や「耳を貸す」は問題なく命令・意志表現になれる。

(22 a) 「悪事を教えたのはこの俺だし、足を洗えといったのもこの俺だ。」(『どぶ』99)

(22 b) 「そいつが三十をまちかにして、何とか足を洗おうとしはじめたんだが…」(『どぶ』268)

(23 a) 「そうそうおのぶさん、ちょっと耳をかして」(『どぶ』181)

(23 b) …縁談がもち上がるんだけど、耳をかそうともしないの。(『光る』574)¹⁴

しかし、これらの慣用句は受身表現の制約が強い。(24)のような表現はかなり容認性が低いし、(25)は全く容認されないのである。

(24) △その親分はたくさんの子分に足を洗われて困った。

(25) *あいつに耳を貸されて困った。

また、これらの慣用句は名詞句への転換も難しい。

(26) 足を洗う → *洗う足/△洗った足/*洗っている足

耳を貸す → △貸す耳/△貸した耳/*貸している耳¹⁵

以上のことから、「命令・意志表現」の操作は「受身表現」及び「名詞句への転換」の操作よりも明らかに慣用句に対して制約が弱いと言える。よって、「足を洗う」や「耳を貸す」はレベル①とレベル②に属する慣用句よりもその統語的固定性の度合が高く、レベル③の慣用句として分類されるのである。

なお、「足を洗う」や「耳を貸す」のほかに、「耳を傾ける」、「顔を出す」、「目を離す」、「目をやる」、「口を切る」、「口を開く」などもレベル③に属していると言える。ただし、これらの中にはきれいに分析できないものがある。例えば、「耳を傾ける」や「目を離す」は、命令・意志表現を問題なく許す(「親の言うことにちゃんと耳を傾けなさいよ」や「彼の言うことに耳を傾けようとする者はいなかった」など)といった点では、レベル③のものとして分類されると思われる。しかし、上にも見たように、「耳を傾けられる」や「目を離される」などの受身表現、また、「傾けた耳」

などの名詞句への転換も不可能であるとは言い難い。このように、二つのレベル間にはっきりとした境界線を引くことが困難な場合があることも認めなければならない。

3.4. レベル④ 構成要素への付加

これまでの操作は句・文のいわゆる「再構成」や構成要素の「置き換え」を行なうものであったが、ここで見る操作は文中の共起関係 (syntagmatic relations) に関わるものである。つまり、慣用句の構成要素である名詞や動詞に修飾語や敬語の接辞などを付加する操作である。このレベル④の操作には、次の三つが含まれている。

まず「連体修飾語の付加」があるが、これは慣用句の構成要素である名詞に連体修飾語を付加する操作である (例えば、「きびしい目を光らせる」や「乱暴な口を利く」)。これには、構成要素である名詞に接頭辞「お」を付加して敬語表現を作る操作や、構成要素である動詞の連用形に「お」と「になる」を付加して敬語表現を作る操作も含まれる (「お口に合いますか」¹⁶、「足をお運びになる」など)¹⁷。それに「連用修飾語の挿入」があるが、これは慣用句の構成要素である動詞の直前に連用修飾語を付加する、つまり、句中に連用修飾語を挿入する操作である (「手を迂闊に出せない相手」、「顔が大いに利く」など)¹⁸。

上に見てきたレベル①—③の慣用句には、慣用句の構成要素への付加を許すものが多い。以下の用例を参照のこと。

・レベル①

(27 a) …本能的に察知したからこそ、筐上は自衛の手を打ってきた… (『毎日』132)

(27 b) 「このへんで手をお打ちになったらいかがですか」 (『結婚』361, 一部加筆)

(27 c) 崩れかけ、手を早く打たないとだめになってしまう遺跡の修理代を出したこともある。

(『ボッコ』271, 一部加筆)

・レベル②

(28 a) 「…どこから復旧の手をつけてよいのか途方に暮れています。」 (『空白』295)

(28 b) 先生はまだお手をつけていらっしゃらないようですが、おいしくないのかしら。

(28 c) 手はまだ全然つけていない。 (『どぶ』239, 一部加筆)

(29 a) …少し酔っているようだった。ややぞんざいな口を利いた。 (『忘却』240)

(29 b) 吉田先生は研究室に着くまで一言も口をお利きにならなかったのよ。

(29 c) 乱暴な口など決してきかない和子姉さんには、… (『光る』563)

・レベル③

(30 a) △俺はヤクザの足を洗おうとしたが、なかなかできなかった。

(30 b) この社会から足をすっきり洗いたいと始終思いますね。

(31 a) ちょっとお耳を貸していただけませんか。

(31 b) 耳をまともにはかさないことにしていた。 (『パニ』122, 一部加筆)

ところが、レベル①—③に属する慣用句には、連体修飾語の付加や敬語表現を許しにくい、あるいは許さないものもある。例えば、「目を掛ける」(レベル②)や「耳を貸す」(レベル③)は敬語

表現及び連用修飾語の挿入は許すが、連体修飾語の付加は許さないようである（「*やさしい目を掛ける」、「*頑固な耳を貸そうともしない」など）。また、「足を引っ張る」（レベル②）や「足を洗う」（レベル③）は、連体修飾語の付加及び連用修飾語の挿入は許すが、敬語表現にはあまりなじまない。以下の例を参照のこと。

(32) (家政婦) △ぼっちゃまは、いま、非行グループからすっかり足をお洗いになって、まじめにやっています。

(33) *斎藤先生は同僚にお足を引っ張られて大変ですね。

この点に関してはさらなる検討が必要である。特に、「連体修飾語の付加」、「敬語表現」及び「連用修飾語の挿入」といった三つの操作がはたして一つのレベルにまとめられるかどうかを再検討する必要があると考えられる¹⁹。しかしながら、このように個別の慣用句の統語的な振る舞いと本論で提唱した階層がうまく一致しない場合があるとしても、このような例は少数であることから、この階層は慣用句の統語的な振る舞いの全体的な傾向を適切に反映していると言える。

ところで、構成要素への付加を許す慣用句の中には、「命令・意志表現」、「受身表現」、及び「名詞句への転換」が許されないものが多く見られる。以下、こういった慣用句はレベル④に属すとみなす。例えば、「耳に入る」や「顔が利く」は連体修飾語を付加したり、敬語表現になったり、連用修飾語を挿入したりすることが可能である。

(34 a) 昨夜、そのことが遊びに来た香代子の耳に入った。(『男と』435)

(34 b) 「多分まだどなたのお耳にも入っていないことでしょう」(『どぶ』224)

(34 c) …という言葉が、既に二度も曾田の耳にもきれぎれにはいつてきた。(『真空』285)

(35 a) 「…次は、それこそ君の顔のきくバーへでも寄ろうじゃないか」(『白い』上214)

(35 b) 「医学界にお顔のきく鶴飼先生に、ご推薦戴いた方が確かだええと思いますな」(『白い』下314)

(35 c) 財界人なら田中先生は顔が非常に利くんですよ。

ところが、これらの慣用句は命令・意志表現及び受身表現になることができない（例文の提示を省略）し、名詞句への転換も不可能である（「*入る耳/*入った耳/*入っている耳」、「*利く顔/*利いた顔/*利いている顔」）。

以上の考察から、レベル④に含まれる操作は、レベル①—③の操作に比べると、慣用句に対して制約が弱い操作だと言えそうである。つまり、レベル①—③の操作を許す慣用句は原則として、さらにレベル④の操作を許し、またレベル①—③の操作を許さない慣用句でもレベル④の操作は許すといったものが存在するのである。なお、「耳に入る」や「顔が利く」のほかに、「口に合う」、「口に出す」、「目に入る」、「手を焼く」などがレベル④の慣用句として分類される²⁰。

3.5. レベル⑤ 構成要素の置き換え(2): 肯定・否定表現

レベル⑤の操作は慣用句の構成要素である動詞をモダリティ表現で置き換える操作である。慣用句の基本形が肯定形であればその動詞は否定形で置き換えられ、基本形が否定形であればその動詞は肯定形で置き換えられるということである。なお、このレベル⑤の操作は、モダリティ表

現による置き換えという点では、レベル③の操作と類似性が認められるが、これらの操作間には次の違いがある。つまり、レベル⑤の操作が関わる肯定・否定のモダリティは、事態が成り立つ、もしくは成り立たないといった判断を表わすのに対し、レベル③の操作が関わる命令・意志のモダリティは、文が表現あるいは伝達上果たす機能に関わるものである(益岡1991)。また、以下に見ていくように、慣用句に肯定・否定の言い換えの操作が制約される度合は、慣用句に「命令・意志表現」の操作が制約される度合と比べると比較的低い。従って、本論では「命令・意志表現」の操作と「肯定・否定表現」の操作は別々のレベルをなすと考える。

上に見てきたレベル①—④の慣用句はすべて、肯定・否定表現で言い換えることが可能である。以下、否定形の用例を示す。(なお、これらの用例はすべてコーパスから引用したものであるが、出典の提示は省略する。)

- (36) レベル① 早く手を打たないとだめになってしまう
 レベル② 誰も手をつけない前菜のように
 以後私は彼に会っても口を利かなかった
 レベル③ このくだらないブン屋の生活から足を洗わないと…
 悠一は…母の忠告にも康子の哀訴にも耳を貸さない
 レベル④ 野鄙な合唱も私の耳には入らなかつた
 財界人には顔がきかないので…

レベル①—④に属す他の慣用句も問題なく否定形になることができる(「目を向ける → 目を向けない」, 「手を出す → 手を出さない」, 「口に合う → 口に合わない」など)。

ところで、上に考察してきた慣用句のほかにも、自由に肯定・否定表現で言い換えられるものが多く見られる。例えば、「手に入る」, 「お目に掛かる」, 「耳にする」を見てみよう。

- (37 a) 翌日十六日にやっと新聞が手に入った。(『欲し』240)
 (37 b) 「だって武装といっても、日本じゃ武器が手に入らないだろう」(『てる』89)
 (38 a) 「では、また朝、お目にかかるわ。あたしも睡いから」(『帰郷』57)
 (38 b) 「あれからお目にかかりませんでしたね。」(『禁色』351)
 (39 a) 風子が勝丸の名を耳にしたのは…(『風子』87)
 (39 b) ちょうど外出していたので、その話を耳にしなかつた。

しかし、「手に入る」, 「お目に掛かる」, 及び「耳にする」は、レベル④より上の階層の操作が受けにくい、もしくは受けられない。「耳にする」を検討してみよう。

- (40) 耳にする
- ① (名詞句) *する耳 / *した耳 / *している耳
 - ② (受身) *耳にされる
 - ③ (命令) *耳にしなさい / *耳にして / *耳にするな / *耳にしないで
 - ③ (意志) *耳にしよう
 - ④ (連体・付加) *自分の耳にする / *するどい耳にする
 - ④ (敬語) *お耳にする

④ (連用・挿入) *耳にちらっとした / *耳に偶然した / *耳に初めてした

「手に入る」と「お目に掛かる」についても同様の結果が得られるので、これらも「耳にする」とともにレベル⑤に属することになる²¹。

上の考察をもとに、「肯定・否定表現」は「名詞句への転換」, 「命令表現」, 「連体修飾語の付加」など、レベル①—④の操作と比べて慣用句に対して制約が弱い操作だと言うことができる。従って、レベル⑤に属する慣用句の統語的固定性の度合は、レベル④から上の階層に属する慣用句のそれよりも比較的高いということになる。

3.6. レベル⑥ 慣用句全体が関わる付加

レベル⑥の操作はレベル④の操作と同様、文中の共起関係に関わるものである。しかしレベル④の操作は慣用句の構成要素に他の要素を付加するといった操作であるのに対して、レベル⑥には慣用句全体に他の要素を付加する操作や、慣用句全体を他の要素に付加する操作が含まれる。具体的に言えば、レベル⑥には「連用修飾語の付加」及び「慣用句の修飾成分化」といった操作が含まれている。

「連用修飾語の付加」は、慣用句の直前に連用修飾語を置くということである(例えば、「迂闊に手を出す」や「慎重に口を切る。」。また「慣用句の修飾成分化」は、慣用句が修飾成分として名詞(句)に付加される操作である(「いつも顔を合わせる男子学生や女子学生」, 「たまたま目についた中古車ディーラー」など)。「連用修飾語の付加」においては、慣用句は被修飾成分であり、それに修飾成分が付加される形となるが、「慣用句の修飾成分化」においては逆に、慣用句自体が修飾成分になり、被修飾成分である名詞(句)に付加されるのである。ここではしかし、両方の操作とも、慣用句全体が関わっているという点から、同じタイプのものともみなすことにする。

上に見て来た慣用句、即ちレベル①—⑤に属するすべての慣用句は、問題なくその直前に連用修飾語を付加したり、また連体修飾成分として名詞(句)の直前に付加することができる。まず「連用修飾語の付加」の用例を見てみよう。

- (41) レベル① この事件のためにも着々と手を打った
レベル② 運ばれてくる皿にほとんど手をつけず…、
強く立派に口を利いても、まだ若い娘なのだ
レベル③ すっかり足を洗い、まじめにやっている
まともには耳を貸さないことにしていた
レベル④ …などの言葉が断片的に耳に入った
労働省関係にも非常に顔の利く人です
レベル⑤ しょっ中お目に掛かっています
ちらっと耳にした

「慣用句の修飾成分化」の用例は以下の通りである。

- (42) レベル① この案で手を打つ人
レベル② 誰も手をつけない前菜

乱暴な口をきく者

レベル③ このくだらない仕事から既に足を洗った者

政治家の言葉には耳を貸さない者

レベル④ ふと耳にはいった言葉

労災病院の人事に顔のきく池沢代議士

レベル⑤ どこかでお目に掛った奥さん

初めて耳にする名前

ところで、連用修飾語を付加できたり、連体修飾成分として名詞（句）に付加できる慣用句で、レベル①—⑤の操作を受けられないものがある。まず、「頭に来る」、「歯が立たない」、「手も足も出ない」を見てみよう。

(43 a) いいかげん頭_にきた頃、やっと節子が着替えをもってきた。(『死に』41)

(43 b) まったく、頭_{に来る}馬鹿が多い。(『狂気』89)

(44 a) 「…東は、尋常ではとても歯_がたたないと考え…」(『白い』上372)

(44 b) 「人間は誰でも自分には歯_が立たないものがいちばん好きだからね。」(『禁色』95, 一部加筆)

(45 a) 「今、咲子に辞められたら、こっちは全く手も足も出なくなる。」(『男と』58, 一部加筆)

(45 b) それに、自分は、三人の女に取り囲まれて、手も足も出ないような醜態を演じるのでなかるうかと心配だった。(『男と』354)

上の用例に見られるように、「頭に来る」などは連用修飾語を受けたり、連体修飾成分として名詞（句）に付加したりすることが可能である。しかし、これらの慣用句は「肯定・否定表現」への言い換えをはじめ、レベル①—⑤に含まれるすべての操作を受けるのが難しい、あるいは不可能である。(43)の「頭に来る」を取り上げてテストしてみよう。

(46) 頭に来る

① (名詞句) *来る頭 / *来た頭 / *来ている頭

② (受身) *頭に来られる

③ (命令) *頭に来て / *頭に来なさい / *頭に来ないで / *頭に来るな

③ (意志) *頭に来よう

④ (連体・付加) *自分の頭に来る / *大きな頭に来る / *いらいらした頭に来る

④ (敬語) *お頭に来る / *頭_{におい}でになる

④ (連用・挿入) *頭_に完全に来る / △頭_にすぐ来る / *頭_に全く来る

⑤ (肯定・否定) △頭_に来ない / △頭_に来なかった²²

「歯が立たない」、「手も足も出ない」についても同様の結果が得られるので、これら三つの慣用句はレベル⑥に属すとみなす²³。ほかには、「耳を澄ます」、「目を剥く」、「手が付けられない」がレベル⑥の慣用句として分類される²⁴。

上に見てきたように、多くの慣用句は連用修飾語を付加したり、連体修飾語として名詞（句）に付加したりすることができる。肯定・否定表現への言い換えや連用修飾語の挿入などが許され

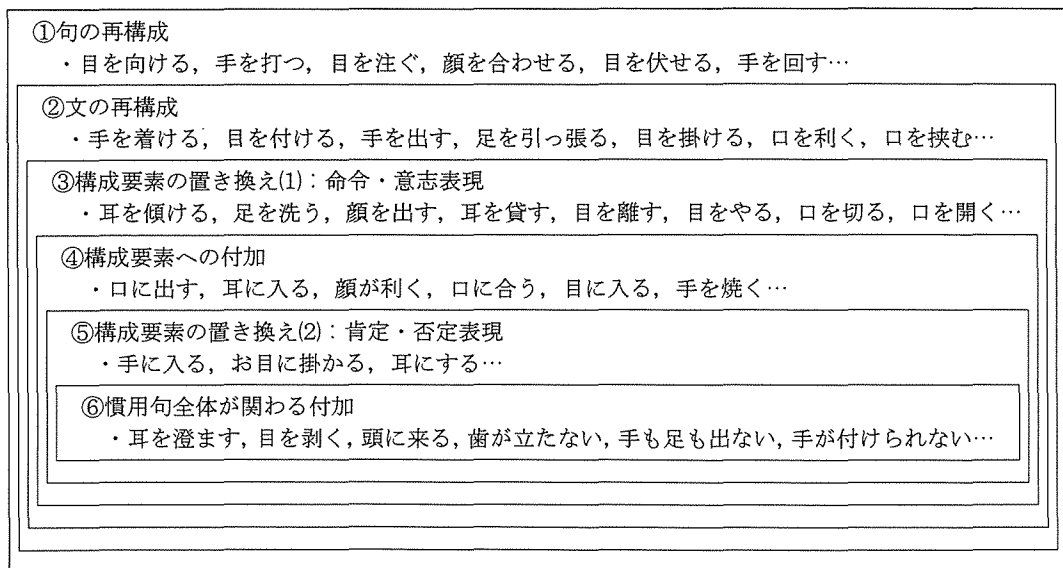
ない慣用句でさえ、これらの操作が許されるのである。逆に言えば、レベル⑥に属する慣用句は、これらの操作だけしか許されないという点で、(それより上のレベルのものとは比べて) その統語的固定性の度合いが高いということになる。

4. まとめと今後の課題

3.1から3.6では、3.0に述べた仮説を裏付ける証拠を提示した。つまり、本論で取り上げた統語的操作は、レベル①からレベル⑥にいくにしたがって、慣用句が受けやすい操作となっており、階層関係をなしている。ある一つのレベルに属する慣用句は原則として、それより上のレベルに含まれる統語的操作を受けられないが、それより下のレベルの操作を受けられる。例えば、レベル③の慣用句について言えば、これらは原則としてレベル①と②の操作は受けられないが、レベル④から⑥の操作は受けられる。また、ある一つのレベルに属する慣用句が、特殊な文脈においてそれより上のレベルの操作を受けたり、またはそれより下のレベルの操作を受けにくかったりする場合があるが、本論で提唱した階層は慣用句の統語的な振る舞いにおける全体的な傾向を適切にとらえたものであると言える。

本論の分析の結果は以下のようにまとめられる。上の方のレベルに属する慣用句は、より多く

図2 動詞慣用句の階層関係



の統語的操作を許すという点で、その統語的固定性の度合いが相対的に低く、下の方のレベルに属するものは、統語的操作が受けにくくなるという点で、その統語的固定性の度合いが相対的に高いのである。

本論で提唱した階層関係は慣用句を分類する手段として有効であると思われる。つまり、慣用句の特徴のひとつがその統語的な制約である限り(宮地1982b, 村木1985など)、階層が下の方のレベ

ルに属するものは慣用句としての性格が濃い（つまり典型的な）慣用句であるということになる。一方、上の方のレベルに属するものは、慣用句としての性格が薄く、一般連語句に性質が似ているのである。なお、従来の分類と比較すれば、本論で提唱した階層は個別の慣用句の統語的特性をより簡潔に提示すると思われる。つまり、個別の慣用句の属すレベルを示すだけでその慣用句の統語的固定性の度合を示せるので、（例外を除いては）個々の統語的操作の可否を表わす必要がもはやなくなるのである²⁵。

ところで、本論で提唱した階層関係にはいくつかの課題が残されている。まず、ここでは統語的操作間の階層関係を見出すために36の慣用句を取り上げたが、今後は本論の結果をもとに分類の対象を拡大すること、すなわち、より多くの慣用句について分析・分類を行なうことが必要であろう。その際、身体語彙を含む慣用句以外のもの（例えば「気が利く」、「図に乗る」、「猫を被る」）まで対象を拡張すべきであろう²⁶。このように対象を拡大していけば、階層そのものに一般的・全体的な傾向を見出せるようになると考えられる（例えば、あるレベルに属する慣用句はその数が比較的多い・少ないなど）²⁷。

また、慣用句の統語的な振る舞いとその意味の関係は重要な問題であり、統語的固定性と意味的固定性（「慣用性」²⁸）の間に相関関係があると考えられる。つまり、個別の慣用句が様々な統語的变化を受けられるというのは、慣用句全体の意味も完全に固定していないことを表わすということである。例えば、「目を向ける」は受身表現になったり（花子は太郎に目を向けられた）、連体修飾語を付加したり（恨めしそうな目を向けた）、連用修飾語を挿入したりできる（目をくると信夫に向けた）ということは、構成要素のそれぞれの意味が慣用句全体の意味の中になお残っているということを示唆する。一方、「頭に来る」などの統語的な制約が強い慣用句（*頭に来られた、*大きな/*いらいらした頭に来る、*頭に完全に/*全く来る）では、構成要素の意味が慣用句全体の意味の中にほとんど残っていない、言い換えると、慣用句全体の意味が構成要素の意味にもとづいては導きだされないとと言える。このように、慣用句の統語的固定性はその慣用性の度合を計るための目安になると思われるが、この問題についてはまた別の機会に論じることにする。

注

- 1 先行研究でも指摘されているように、慣用句の定義に決定的なものではなく、研究者によっても定義が異なっている。ここでは、伊藤(1989:391)の定義に従うことにする。つまり、慣用句は形式的には少なくとも2語以上からなり、統語論・意味論的に一つの統一体を形成し、語と同じような機能を持つ語の結合だと見なすことにする。
- 2 「一般連語句」とは、二語（以上）が（意味関係の許すかぎり）自由に結合してできる句をいう（例えば、「空が青い」、「海が静かだ」など）。宮地(1985)を参照。
- 3 この「統語的固定性」は慣用句の「形式的固定性」（石田1998）とは別の特性であると考えられることにする。
- 4 「動詞慣用句」とは、「顔が利く」、「口に合う」、「目を剥く」など、「名詞+格助詞+動詞」といった構造を持つものである（宮地1982b、森田1985など）。形容詞慣用句の統語的な制約については、西尾(1985)を参照。

- 5 村木(1985:17)と比較のこと。
- 6 これらの多くのものが、先行研究(森田1985, 宮地1986など)に提唱されている検証項目と同じものである。
- 7 なお、通常使役形で使われる慣用句(「顔を合わせる／顔を合わす」、「耳を澄ませる／耳を澄ます」など)があるが、これらは文のレベルで統語的な操作を受けてできたものではなく、語彙のレベルで使役形で固定したものであるとみなすべきである。石田(1998)を参照。
- 8 宮地(1986:10)は、「指示語との置き換え」といった操作の可否を、慣用句と一般連語句を分ける指標の一つとみなしている。つまり、慣用句は原則的にその一部分を指示語で置き換えることができないのに対し、一般連語句にはこういった制約がない。
- (一般連語句) 手紙を書いた。 → それを書いてしまうと、……
- (慣用句) 汗をかいた。 → *それをかいてしまうと、……
- 9 「目を向ける」や「手を打つ」は「NがV-(r)areru」という構造にもなることができる(「景気の回復のために来年もいろいろな手が打たれるだろう」や「花子の澄んだ目が、太郎にまっすぐ向けられていた」など)。しかし、用例(11),(12),(14),(15)からも窺えるように、「NヲV-(r)areru」という構造になる慣用句が多い。なお、このように「ヲ」格助詞を含んだ受身表現には迷惑の意味が伴う場合が多い((12),(14),(15)など)。
- 10 慣用句が受身表現になれるかどうかに関しては意味的な要因が関わっていると思われる。つまり「目を向ける」、「足を引っ張る」、「目を掛ける」、「口を挟む」などは、他人に何らかの影響を及ぼす動作を表わし、ごく自然に受身表現になれる一方、「手を焼く」や「目を回す」などは、主体に限った状況・状態を表わし、受身表現になれないのである。ただし本論では、慣用句の統語的な振る舞い(つまりその形の問題)に焦点をしばり、統語的な振る舞いと意味の関係については、機会をあらためて論じることとする。
- 11 「慣用句を命令・意志表現にする操作」は、動詞とモダリティ表現の共起という点では、レベル④で扱う「慣用句を敬語表現にする操作」と共通点が認められる。しかし本論では、レベル③の操作を慣用句がその「変容形」によって置き換えられる操作、つまり、慣用句と系列的関係(paradigmatic relation)にある要素が用いられる操作であると考え。その一方、レベル④の操作を、慣用句に他の要素を付加・挿入する操作、つまり、慣用句と統語的關係(syntagmatic relation)にある要素が用いられる操作であると考え。このような統語的な違いに基づき、命令・意志表現の関わる操作はレベル③に、また、敬語表現が関わる操作はレベル④に含める。
- 12 談話のレベルでは、「手を打つ!」などの表現が命令を表し、また「足を洗う」や「足を洗います」などが意志を表すことがあるが、ここでは慣用句における動詞の活用形式上の変化を対象とし、上のような表現は問題にしない。なお、「一てみて」や「一てごらん下さい」、また「一てみる」、「一ておく」などのテ形複合動詞はそれぞれ命令もしくは意志を表わすとみなされるが、本論ではこれらも問題にせず、対象を次の表現に限定する。益岡・田窪(1992)と比較のこと。
- 命令表現: 動詞の命令形、動詞連用形 + 「なさい」、動詞のテ形
- 禁止表現: 動詞基本形 + 「な」、動詞の否定のテ形(「～ないで」)
- 意志表現: 動詞の意志形、動詞の意志形 + 「と思う」 / 「とする」
- なお、「顔が利く」、「手が掛かる」などの「N+ガ+V」形式の慣用句は命令表現・禁止表現・意志表現になれないということは言うまでもない。
- 13 ただし、「目を掛ける」(レベル②)は授受表現が付かないと命令・意志表現になりにくい。
- △目を掛けてよ → ○目を掛けてやってよ

*目を掛けよう → △目を掛けてやるう

14 用例 (19—23) が示すように、意図的に制御できる動作を表わす慣用句は命令・意志表現になりやすい。これに対し、意図的な動作や状況を表わさない慣用句は命令・意志表現になりにくい、あるいはなれない(「*耳にして」, 「*手を焼こう」)。このような意味的な制約は慣用句の統語的制約と緊密な関係にあると思われるが、注10にも述べたように、この問題に関しては別の機会に議論する予定であるので、ここでは深入りしないことにする。

15 用例 (9) の「△洗った足」や、「△貸した耳に飛びこんできたのは…」のような表現は全く容認不可能というわけではないが、これらは (6) の「向けた眼」や (7) の「打つ手」などよりは容認性がかなり落ちる。

16 接頭辞「お」が付加された形で固定している慣用句があるが(例えば、「お目に掛かる」や「お目に掛ける」), これらは「お」なしでは使われないので、「口に合う」などと比べて固定性の度合いが高いと言えよう。

17 「お口に合う」や「足をお運びになる」の敬語表現以外にも、「口を利かれる」, 「手を焼かれる」, 「耳にされる」などのような、「(r)areru」を用いた敬語表現が多く見られる。ところが、この「(r)areru」はかなり自由に慣用句に付加されるので、その統語的固定性の指標としてはあまり役に立たないと思われる。従って、本論ではこの表現の検討を省く。

18 「連体修飾語の付加」及び「連用修飾語の挿入」の操作については、その操作の可能性は修飾成分によって変わることもある。例えば、「手に入る」は「～の」という修飾成分は付加できる(「あの土地が彼の手に入ったのは、戦争が終わってからのことである」)が、他の修飾成分は付加しにくい(「*大きな/*欲張りな手に入る」など)。また「連用修飾語の挿入」に関しては、モダリティ表現と呼応する副詞が比較的挿入しやすいと思われる(注23を参照のこと)。この点を詳しく吟味することは必要であるが、それは今後の課題とする。

19 本論の調査の結果から判断すると、「連用修飾語の挿入」の操作は「連体修飾語の付加」及び「敬語表現」の操作より慣用句に対して多少制約が弱いようである。従って、前者の操作をはたして後者の二つのものと同じ階層のものとして論じてよいかどうかは疑問が残る。例えば連用修飾語の挿入は、ニ(へ)格の挿入(「目を畳へ落とした」)やガ格の挿入(「信夫の目は少女の面影が映った」)の操作とともに一つのレベルをなすとも考えられる。しかし、連用修飾語の挿入の可否に関して、母語話者間で多少のゆれが見られたことや、連用修飾語の挿入を別のレベルの操作としてみるべきだという根拠が特になかったことから、本論では「連体修飾語の付加」, 「敬語表現」, 及び「連用修飾語の付加」をすべて、「構成要素への付加」が関わる同じレベルの操作であるとみなすことにする。

20 ただし、「手を焼く」の敬語表現は認められない。

*園長先生は子供のいたずらにお手を焼いている/*手をお焼きになっているようですね。
なお、「口に出す」は、命令・意志表現が全く不可能というわけではない(△口に出さないで/△口に出そう)という点では、レベル③とレベル④の境界線上にあるとみなされるであろう。

21 「手に入る」は「～の」という連体修飾語を受けられると思われるが、この点に関しては注18を参照されたい。なお、「お目に掛かる」の「連用修飾語の挿入」の可否については、母語話者の判定にゆれが見られる。例えば「△お目にしよっちゅう掛かっています」のような表現が全く許されないとは言えない。

22 否定形になりにくい慣用句に関しては、その意味に原因があると考えられるが、この問題は今後の課題のひとつとする。なお、慣用句全体が否定されている否定形もある(例えば、「頭に来る

- 頭に来ることはない／頭に来るほどではなかった」)が、本論では構成要素である動詞の肯定・否定化の場合だけを扱うことにする。
- 23 ただし、「歯が立たない」や「手も足も出ない」は連用修飾語の挿入を一切許さないとは言えない(「△歯がとても立たない」, 「△手も足も全く出ない」など)。つまり、これらの慣用句は否定のモダリティと呼応する副詞であれば挿入を許すこともあるのである。
- 24 ところが、「耳を澄ます」の命令・意志表現は全く不可能というわけではない(△よく耳を澄ませ／△耳を澄ませう)。「目を剥く」の連体修飾語の付加及び連用修飾語の挿入についても、同じことが言える(△大きな目を剥いた／△目を大きく剥いた)。
- 25 なお、通時的な観点から見れば、本論で提唱した階層関係にはレベル①から⑥への動きがあると推測される。つまり、個々の慣用句は、もともとは臨時的・比喩的な表現だったのが繰り返し用いられるうちに、時間とともに固定性の度合を強めてきたのではないかということである。この観点から見れば、本論で指摘した「分類しにくいもの」(3.1や3.2を参照)は現在推移中の慣用句であるとも考えられる。
- 26 本論では身体語彙を含む慣用句に対象を限定したが、身体語彙を含まない慣用句に見られる統語的操作にも、本論で示したような階層関係があると考えられる。従って、そのような慣用句自体も本論の六つのレベルの階層により分類できると期待される。
- 27 現段階では、こういった全体的な傾向を明確に述べることはできないが、レベル①及びレベル⑤に属する慣用句は比較的少なく、また中間のレベル(レベル②-④)に属するものが多いとは言えそうである。
- 28 「慣用性」とは、慣用句全体の意味とその構成要素の個々の意味の総和とが一致しないという、意味レベルでの特徴である。「道が広い」(一般連語句)と「顔が広い」(慣用句)を比較のこと。

参考文献

- 石田 プリシラ (1998) 「慣用句の変異形について ―形式的固定性をめぐって―」『筑波応用言語学研究』5, 43-56, 筑波大学文芸・言語研究科, 応用言語学コース
- 伊藤 眞 (1989) 「Phraseologieをめぐる諸問題」『福岡大学人文論叢』第21巻第1号, 385-411
- 伊藤 眞 (1990) 「慣用句とそのVariation」『福岡大学人文論叢』第22巻第2号, 331-348
- 伊藤 眞 (1997) 「慣用句と受動変形 ―受動化条件についての一考察―」『文法と言語理論2』, 51-66, 科学研究費・筑波大学学内プロジェクト研究成果報告書
- 大坪 喜子 (1971) 「変形文法におけるイディオムの扱いについて」『英語学』6, 164-174, 開拓社
- 西尾 寅弥 (1985) 「形容詞慣用句」『日本語学』1月号, 45-53, 明治書院
- 益岡 隆志 (1991) 『モダリティの文法』くろしお出版
- 益岡 隆志・田窪 行則 (1992) 『基礎日本語文法―改訂版―』くろしお出版
- 宮地 裕 (1982a) 「動詞慣用句」『日本語教育』47号, 91-102, 日本語教育学会
- 宮地 裕 (1982b) 「慣用句解説」『慣用句の意味と用法』, 237-315, 明治書院
- 宮地 裕 (1985) 「慣用句の周辺 ―連語・ことわざ・複合語―」『日本語学』1月号, 62-75, 明治書院
- 宮地 裕 (1986) 「日本語慣用句考」『日本語・日本文化研究論集』(共同研究論集)3, 1-25, 大阪大学文学部
- 村木 新次郎 (1985) 「慣用句・機能動詞結合・自由な語結合」『日本語学』1月号, 15-27, 明治書院
- 森田 良行 (1985) 「動詞慣用句」『日本語学』1月号, 37-44, 明治書院

辞典類

- 『慣用句の意味と用法』 宮地裕編 1982b 明治書院
『広辞苑』 第四版 新村出編 1996 岩波書店
『新和英中辞典』 第4版 R.M.V. Collick・日南田一男・田辺宗一編 1995 研究社
『成語林 故事ことわざ慣用句』 中型版 1993 旺文社

用例出典

『技巧』=吉行淳之介『技巧的生活』/『ピンチ』=大江健三郎『ピンチランナー調書』/『空白』=柳田邦男『空白の天気図』/『男と女』=源氏鶏太『男と女の世の中』/『結婚』=山口瞳『結婚します』/『俘虜』=大岡昇平『俘虜記』/『どぶ』=半村良『どぶどろ』/『光る』=石坂洋次郎『光る海』/『毎日』=城山三郎『毎日が日曜日』/『ボッコ』=星新一『ボッコちゃん』/『忘却』=福永武彦『忘却の河』/『パニ』=開高健『パニック・裸の王様』/『真空』=野間宏『真空地帯』/『白い』上=山崎豊子『白い巨塔』上/『白い』下=山崎豊子『白い巨塔』下/『欲し』=田辺聖子『欲しがりません勝つまでは』/『てろ』=野坂昭如『てろてろ』/『帰郷』=大仏次郎『帰郷』/『禁色』=三島由紀夫『禁色』/『風子』=平岩弓枝『風子』/『死に』=藤原審爾『死にたがる子』/『狂気』=筒井康隆『狂気の沙汰も金次第』

※以上のものは、宮地裕編(1985)『日本語慣用句用例集』(大阪大学文学部)からの引用。

『沈黙』=遠藤周作『沈黙』/『塩狩』=三浦綾子『塩狩峠』

※以上のものは、『新潮文庫の100冊』(CD-ROM版・1995)からの引用。

※出典が示されていないものは作例である。

付記

本論は筆者が今後発展させていく研究(「日本語慣用句の研究——「目」の慣用句を中心として——)の一部となるものである。本稿を執筆するにあたり、筑波大学の高田誠先生には終始、懇切丁寧なご指導をいただき、杉山桂子さんには草稿の校正をお願いした。また査読者の先生方からも細部にわたりご指導をいただいた。これらの方々から心から感謝の意を申し上げる。

(投稿受理日: 1999年6月30日)

(改稿受理日: 1999年10月15日)

石田 プリシラ (いしだ プリシラ)

筑波大学大学院 博士課程文芸・言語研究科 応用言語学

277-0812 千葉県柏市花野井1787-13

E-mail: priscill@mb.infoweb.ne.jp

On the hierarchy of syntactic operations applicable to verb idioms*

ISHIDA Priscilla

Graduate student, University of Tsukuba

Keywords

verb idioms, syntactic frozenness, syntactic restrictions, syntactic operations, hierarchy

Abstract

It is widely held that a distinctive characteristic of idioms is their tendency to be subject to a variety of syntactic restrictions. However, it has also been pointed out that there is wide variation in the degree of restriction manifested by individual idioms. That is, some idioms show resistance to most syntactic operations, while others are able to undergo a variety of such operations.

In this article, the tendency of idioms to be subject to syntactic restrictions is referred to as “syntactic frozenness” (cf. Fraser, 1970). It is proposed that the syntactic operations applicable with at least some degree of frequency to verb idioms (for example, noun phrase conversion, passive formation, adjunction of adnominal modifiers, etc.) can be classified into six types, and that these types constitute a “hierarchy.” An idiom analysed as belonging to a certain level in the hierarchy (i.e., able to undergo the operations included in that level) is, as a rule, 1) able to undergo all of the operations included in the levels below it, and 2) unable to undergo the operations included in the levels above it.

For example, ‘te o utsu’ and ‘me o mukeru’ are classified as Type ① idioms, because they can undergo noun phrase conversion; these idioms can also undergo all other operations included in Types ②–⑥ (e.g. ②passive formation, ③imperative formation, ④adjunction of adnominal modifiers, etc.). On the other hand, ‘mimi ni suru’ and ‘o-me ni kakaru’ are classified as Type ⑤ idioms; they can undergo Type ⑤–⑥ operations (e.g. ⑤affirmative/negative conversion, ⑥adjunction of adverbial modifiers) but no others.

It can be said that the hierarchy proposed in this article is a useful means for classifying idioms. That is, the degree of syntactic frozenness of an individual idiom is an indicator of how close it is to being a prototypical (highly frozen) idiom.

* A verb idiom is an idiom which includes a verb as one of its components and functions (in sentences) as a verb.